

民間保育所

指導検査基準(令和6年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

会計経理編

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令及び通知等	略称
1	平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
2	平成27年9月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号『『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて』	経理等取扱通知
3	平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号『『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について』	経理等運用通知
4	平成12年3月30日児発第295号「保育所の設置認可等について」	第295号通知
5	令和2年11月19日付2福保子保第3496号『『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』に係る都内私立保育所における取扱いについて』	都第3496号通知

目 次

I 社会福祉法人の会計経理	1
II 共通(社会福祉法人とそれ以外の者)の会計経理	
1 委託費の弾力運用	
(1) 委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、 処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件	1
(2) 積立資産	2
(3) 改善基礎分相当額等の支出	3
(4) その他	4
2 当期末支払資金残高	
(1) 当期末支払資金残高の引継ぎ	4
(2) 前期末支払資金残高の取崩しの処理	5
(3) その他	5
3 次期繰越活動収支差額	
(1) 次期繰越活動収支差額の引継ぎ	5
(2) その他	5
4 貸付金処理	6
5 委託費の管理・運用	6
6 収支計算分析表の提出	6
III 社会福祉法人以外の者の経理処理	
1 経理処理等	7
2 経理規程(経理規程を制定している者)	9
3 その他	9

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
I 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。	※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。			
II 社会福祉法人とそれ以外の者の会計経理	<p>委託費のうち人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである。</p> <p>しかし、経理等通知1（2）及び（4）の要件を満たしていれば、委託費の相互流用、積立資産への積立て、改善基礎分相当額等の支出を行うことができる。</p> <p>さらに、経理等通知1（5）の要件を満たせば、改善基礎分相当額、委託費の3か月分相当額（改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）まで別表3、4及び別表5の経費に充当することができ、また、1（6）の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることも可能である。</p> <p>保育所施設・設備整備積立資産を当該保育所の土地取得に充てる場合は、経理等運用通知問8の要件を満たさなければならない。</p>	<p>1 委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費となっているか。</p> <p>2 保育所拠点区分以外への経費の支出はないか。</p> <p>3 委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、改善基礎分相当額等の支出を行っている場合又は予算計上している場合には、要件をすべて満たしているか。</p> <p>4 当該保育所の土地取得に当たって保育所施設・設備整備積立金を取り崩す場合、経理等運用通知問8の要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 経理等通知</p> <p>(1) 経理等通知</p> <p>(1) 経理等通知1) 経理等運用通知問1 (2))</p> <p>(1) 経理等通知1(6)) 経理等運用通知問8 (2))</p>	<p>(1) 委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費とっていない。</p> <p>(1) 保育所拠点以外への経費の支出がある。</p> <p>(1) 要件を満たしていないにもかかわらず、行っている。</p> <p>(1) 要件を満たしていないにもかかわらず、行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 積立資産 ア 積立資産等の管理	<p>積立資産とは、長期に安定した施設経営を確保することを目的として、次年度以降の経費に充てるための資金の保留をはかるものであり、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費積立資産 ・ 修繕積立資産 ・ 備品等購入積立資産 ・ 保育所施設・設備整備積立資産 ・ 都施設整備費積立資産 ・ 市施設整備費積立資産 <p>施設拠点区分における委託費は、原則として当該年度の経費として消費されるものであるが、職員の年齢構成や勤続年数及び施設の経営努力（サービスの質を落とさないコスト削減）等によって当該年度の委託費に残余が生じた場合は、長期的に安定した経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に繰り入れることが望ましい。</p> <p>貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、保育所繰越積立資産（人件費積立金、修繕費積立金、備品等購入積立金の合計額と同額。）、保育所施設・設備整備積立資産を計上すること。</p> <p>さらに各種積立資産及び各種積立金の明細表を作成すること。</p>	<p>1 各種積立資産と各種積立金ごとに同額が計上され、かつ対応する資産が確保されているか。</p> <p>2 各種積立資産及び各種積立金の明細表を作成しているか。</p> <p>3 積立資産に対応する預貯金等を保有しているか。</p> <p>4 積立資産について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。</p>	<p>(1 経理等通知1(3)、(4)) 経理等運用通知問8 (2 都第3496号通知1(1)) /2 (1) 経理等運用通知問8</p> <p>(1) 経理等通知1(3)、(4)</p> <p>(1) 経理等通知1(3)、(4)</p>	<p>(1) 積立金を計上する際に同額の積立資産を積立てていない。</p> <p>(1) 各種積立資産及び各種積立金の明細表を作成していない。</p> <p>(1) 積立資産に対応する預貯金等を保有していない。</p> <p>(1) 積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 積立資産の目的外使用	<p>積立資産は、中・長期的に安定した施設経営を確保することを目的とした積立であり、本来その用途は積立資産の積立目的に沿って支出することとなる。しかしながら、やむを得ず目的外に使用する場合は、事前に都に協議を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、経理等通知1(3)、(4)に定める経費に使用することを認めるものである。</p> <p>さらに経理等通知1(5)に定める要件を満たせば、事前に都に協議(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、上記に加え経理等通知1別表3、4、5に定める経費に使用することを認めるものである。当該保育所以外の土地取得に使用する場合は、経理等取扱通知5なお書きの要件を満たさなければならない。</p>	<p>1 経理等通知1(3)、(4)による目的外使用の場合、事前に都に協議し、承認を得ているか。</p> <p>2 経理等通知1(6)による目的外使用の場合、事前に都の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を得ているか。</p> <p>3 当該保育所以外の土地取得に当たって取り崩す場合、経理等取扱通知5なお書きに定める要件を満たしているか。</p>	<p>(1 経理等通知1(3)、(4)) 経理等取扱通知5 (2 経理等運用通知問8) 都第3496号通知1(2) (3) (1 経理等通知1(6)) 経理等取扱通知5 (2 経理等運用通知問8) 都第3496号通知1(2) (3) (1 経理等通知1(6)) 経理等取扱通知5 (2)</p>	<p>(1) 都の承認を受けないで、各種積立資産を目的外に使用している。</p> <p>(1) 都の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を得ずに、各種積立資産を目的外に使用している。</p> <p>(1) 要件を満たしていないにもかかわらず、行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
ウ 積立資産の次年度への引継ぎ		<p>1 積立資産については、決算額が次期に引き継がれているか。</p>		<p>(1) 積立資産の次期への引継ぎが不適正である。</p>	<p>C</p>
(3) 改善基礎分相当額等の支出 ア 支出限度額等	<p>改善基礎分相当額等の支出は、経理等通知に定められた支出限度額以内で、定められた対象経費に充当することができる。支出限度額を超えている及び対象外経費に支出している場合には原則として、現年度で支出した施設拠点区分への補てんをしなければならない。</p>	<p>1 理等通知に定められた限度額以内で、定められた対象経費に支出しているか。</p>	<p>(1 経理等通知1(4)、) (5)、別表2、別表3、 別表4、別表5 令和2年7月30日府子本 (2 第761号・2分科初第) 643号・子初0730第2号 「施設型給付費等に係る 処遇改善加算Ⅰ及び 処遇改善加算Ⅱについて」</p>	<p>(1) 支出限度額を超えている。) 定められた対象経費以外に支出 (2) している。)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(4) その他	<p>前述の委託費の弾力運用に関する考え方を踏まえて確認のうえ、指導する。</p>	<p>1 その他、委託費の弾力運用に関することで不適正な事項はないか。</p>		<p>(1) その他委託費の弾力運用に関して重大な問題がある。) その他委託費の弾力運用に関して問題がある。 (2)</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>2 当期末支払資金残高 (1) 当期末支払資金残高の引継ぎ</p>	<p>当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。</p> <p>当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。</p> <p>施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。</p> <p>なお、当期末支払資金残高は委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。</p> <p>当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。</p>	<p>1 当期末支払資金残高については、決算額が次期に引き継がれているか。</p> <p>2 当期欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。</p> <p>3 累積欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。</p> <p>4 当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっているか。</p>	<p>(1 経理等通知5(1))</p> <p>(1 経理等通知5(1))</p> <p>(1 経理等通知5(1))</p> <p>(1 経理等通知3(2)) 経理等運用通知問20、(2) 問21)</p>	<p>(1) 当期末支払資金残高の次期への引継ぎが不適正である。</p> <p>(1) 不適正な施設運営により当期欠損金が生じている。</p> <p>(1) 不適正な施設運営により累積欠損金が生じている。</p> <p>(1) 当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 前期末支払資金残高の取崩しの処理	<p>前期末支払資金残高の取崩しに当たっては、都への事前協議（自然災害など止むを得ない場合や当該年度の施設会計の経常収入計（予算額）の3%以下である場合、事前協議は省略しても差し支えない。）により問題が無い場合に使用を認めるものである。</p> <p>なお、経理等通知1（5）に定める要件を満たす場合、都の事前承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得た上で、法人本部の運営経費、社会福祉事業等、同通知3（2）①から③に定める経費への充当が可能となる。</p> <p>ただし、法人本部の運営経費に支出する場合は、経理等運用通知間13に定める対象範囲（保育所の運営に関する「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費）とする。</p>	<p>1 当期経常収入計（予算額）の3%を超える取崩しをする場合、都に事前協議をしているか。</p> <p>2 経理等通知3（2）に定める経費を支出する場合、都に事前の承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得ているか。</p> <p>3 経理等通知1（5）に定める要件を満たさないで法人本部へ繰り入れていないか。また、経理等運用通知間13で定める対象範囲以外に支出していないか。</p>	<p>(1 経理等通知3(1))</p> <p>(1 経理等通知3(2))</p> <p>(1 経理等通知3(2)) 経理等運用通知間13 (2)</p>	<p>(1) 都の承認を得ずに、当期経常収入計（予算額）の3%を超える取崩しを行っている。</p> <p>(1) 都の承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得ずにやっている。</p> <p>(1) 要件を満たしていない、または、対象範囲以外の法人本部の運営に要する経費を施設拠点区分から支出している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(3) その他	<p>前述の当期末支払資金残高に関する考え方を踏まえて確認のうえ、指導する。</p>	<p>1 その他当期末支払資金残高に関する事で不適正な事項はないか。</p>		<p>(1) その他当期末支払資金残高に関して重大な問題がある。</p> <p>その他当期末支払資金残高に関して問題がある。 (2)</p>	<p>C</p> <p>B</p>
3 次期繰越活動増減差額	<p>次期繰越活動増減差額は、当期末繰越活動増減差額に基本金取崩額及びその他の積立金取崩額を加え、その他の積立金積立額を除いたものである。</p> <p>次期繰越活動増減差額は通常決算期末にだけ発生する科目であって、翌期首において全額前期繰越活動増減差額に振替処理を行うものである。</p>				
(1) 次期繰越活動増減差額の引継ぎ	<p>次期繰越活動増減差額は、次会計年度に繰り越さなければならぬ。</p>	<p>1 次期繰越活動差額については、決算額が次期に引き継がれているか。</p>	<p>(1 経理等通知5(1))</p>	<p>(1) 次期繰越活動差額の次期への引継ぎが不適正である。</p>	<p>C</p>
(2) その他	<p>前述の次期繰越活動増減差額に関する考え方を踏まえて確認のうえ、指導する。</p>	<p>1 その他次期繰越活動増減差額に関する事で不適正な事項はないか。</p>		<p>(1) その他次期繰越活動増減差額に関して重大な問題がある。</p> <p>その他次期繰越活動増減差額に関して問題がある。 (2)</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 貸付金処理	<p>委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。</p> <p>なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。</p>	<p>1 施設運営に支障がある貸付を行っていないか。</p> <p>2 同一法人以外への貸付を行っていないか。</p> <p>3 他事業又は拠点区分への貸付を行った場合、当該年度内に補填しているか。</p> <p>4 他事業又は拠点区分への貸付について、正確に把握しているか。</p>	<p>(1 経理等通知4(2)) 経理等運用通知問14、 (2 問15) (1 経理等通知4(2)) 経理等運用通知問14、 (2 問15) (1 経理等通知4(2)) 経理等運用通知問14、 (2 問15) (1 経理等通知4(2))</p>	<p>(1) 貸付により、施設運営に支障を来たしている。</p> <p>(1) 同一法人以外への貸付を行っている。</p> <p>(1) 他事業又は他拠点区分への貸付を年度内に補填していない。</p> <p>(1) 他事業又は他拠点区分への貸付を把握していない。</p>	C C C C
5 委託費の管理・運用	<p>委託費の管理・運用については、銀行等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。</p> <p>安全確実でかつ換金性の高い方法としては、銀行、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。</p>	<p>1 委託費の管理・運用が、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。</p>	<p>(1 経理等通知4(1)) 経理等取扱通知6 (2)</p>	<p>(1) 委託費の管理・運用が、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われていない。</p>	C
6 収支計算分析表の提出	<p>施設は、下記のいずれかに該当している場合には、収支計算分析表を提出しなければならない。</p> <p>① 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設にかかる拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合</p> <p>② 経理等通知1(4)による別表2の経費への支出が改善基礎分を超えている場合</p> <p>③ 経理等通知1(5)による別表3及び別表4への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5への支出の合計額が委託費の3か月相当額を超えている場合</p> <p>④ 施設拠点区分から、「1. 委託費の使途範囲」から「4. 委託費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合</p>	<p>1 収支計算分析表を提出しているか。</p>	<p>(1 経理等通知5(2)) 都第3496号通知3 (2)</p>	<p>(1) 収支計算分析表を提出していない。</p>	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
III 社会福祉法人以外の者の会計経理 1 経理処理等	<p>社会福祉法人以外の者による保育所の経理処理については、第295号通知の第1の3(3)②に基づく市の認可条件等により、経理処理を行う必要がある。</p> <p>また、適正な施設運営等が確保されていれば、経理等通知による委託費の弾力運用を行うことができる。</p> <p>なお、簡潔明瞭な会計処理を行う観点から、委託費については社会福祉法人以外の者の経理処理は、会計基準省令に基づく会計処理を行うことが望ましいが、企業会計等の経理処理を妨げるものではない。</p>	<p>1 収支計算書又は損益計算書に、保育所を経営する事業に係る区分を設けているか。</p> <p>2 保育所を経営する事業に係る積立金・積立資産明細書を作成しているか。</p> <p>(ただし、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。※1)</p> <p>なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る以下の書類を作成すること。</p> <p>(1) 企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)を作成しているか。</p> <p>(2) 借入金明細書を作成しているか。</p> <p>(3) 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。</p>	<p>(1 第295号通知第1の3(3)) ②</p> <p>(1 第295号通知第1の3(3)) ②</p>	<p>(1) 収支計算書又は損益計算書に、保育所を経営する事業に係る区分を設けていない。</p> <p>(1) 保育所を経営する事業に係る積立金・積立資産明細書を作成していない。</p> <p>(学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成していない。)</p> <p>(2) 企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)を作成していない。</p> <p>借入金明細書を作成していない。</p> <p>(3) い。</p> <p>(4) 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>認可保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。</p> <p>企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。</p>	<p>3 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、市に提出しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前会計年度末における貸借対照表 ・前会計年度の収支計算書又は損益計算書 ・前会計年度の資金収支計算書等(資金収支計算分析表含む) ・前会計年度末における積立金・積立資産明細書 <p>ただし、学校法人会計及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を営む事業に係る第295号通知別紙1に規定する前会計年度末における積立金・積立資産明細書</p> <p>また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び通知別紙2借入金明細書、及び通知別紙3基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)明細書</p>	<p>(1 第295号通知第1の3(3)) ②</p>	<p>(1 必要書類を提出していない。)</p> <p>(2 必要書類に一部不備がある。)</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>4 企業会計で帳簿を作成し、行政提出用に社会福祉法人会計基準に準じた様式で決算書を作成している場合は、決算書の各勘定科目の金額の根拠等について、企業会計で作成している帳簿との整合性がとれているか。</p>	<p>(1 第295号通知第1の3(3)) ②</p>	<p>(1 帳簿と決算書の整合性がとれていない。)</p>	<p>C</p>
		<p>5 保育所の貸借対照表に計上された現金預金が実在するか。</p>	<p>(1 第295号通知第1の3(3)) ②</p>	<p>(1 保育所の貸借対照表に計上された現金預金の実在しない。)</p>	<p>C</p>
		<p>6 現金預金について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。</p>	<p>(1 第295号通知第1の3(3)) ②</p>	<p>(1 現金預金が保管されている通帳等の内訳を管理していない。)</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
2 経理規程 (経理規程を制定している者)	経理規程に従い適正な会計処理を行う必要がある。	1 経理規程に従って会計処理が行われているか。		(1 経理規程に従って会計処理が行われていない。)	B
3 その他		1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		(1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。 その他、社会福祉法人以外の者の (2 経理処理に関して問題がある。)	C B